

業務委託仕様書

1. 委託業務名

佐賀県オフィス系企業誘致プロモーション業務

2. 目的

佐賀県では、地域経済の活性化を図るとともに、若者の県外流出を防ぎ、県民がそれぞれの地域で活躍できる場を創出するため、多様で魅力ある企業の誘致に取り組んでいる。県内に新たなオフィスを設置又は移転する企業を増やし、魅力的な雇用の場を創出するため、地方へのオフィス進出を検討している企業の誘致については、よりいっそう推進していきたい。

そこで、本業務では、地方進出を検討又は関心がある企業に向けて佐賀県のプロモーションを行い、佐賀県への企業誘致を促進することを目的とする。

3. 概要

本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、佐賀県と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施にあたっては、佐賀県職員等関係者と連絡を密にし、遺漏のないようにすること。

4. 委託事業内容

本業務では、オフィスが集積する首都圏を中心に、地方進出の候補先として佐賀県のプロモーションを行う。特に佐賀県への進出可能性の高い企業に向けて、効果的な情報発信により、佐賀県で事業を遂行する魅力の認知度向上及び理解度促進を図るため、以下の内容について業務委託を行う。

(1) 佐賀県プロモーション、可能性調査

地方への進出を検討する企業に向けてプロモーションを実施し、佐賀県立地の可能性が高いと思われる企業を100社以上選定すること。

ただし、選定にあたっては、今後の成長が期待される企業、佐賀県の未来に資する企業を優先的に選定すること。また、企業選定にあたっての基準を独自に設定し、企画提案において選定方法と併せて示すこと。対象となる企業の業種は以下に示すものとする。

【対象業種】

デジタルコンテンツ業（注1）、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、バックオフィス、機械設計業、商品検査業、非破壊検査

業、研究開発支援検査分析業。本社機能（注2）

※ただし、ソフトウェア業、インターネット付随サービス業、バックオフィスでの進出を目的とする企業を7割とする。

※ただし、首都圏（注3）に本社を有する企業を7割とする。

【選定基準】

例）設立年数〇年以上、資本金〇円以上、従業員数〇人 など

※選出した100社については、今後、数年間、佐賀県が企業誘致活動を実施していく為に、有益となる情報を記載し、編集可能なデータ（リスト等）で一覧を提出すること。

（2）個別面談

プロモーションの結果に基づき、（1）の中から15社以上に対して、地方進出の候補地として佐賀県を詳しく認知してもらうための個別面談を佐賀県職員同席のもと実施すること。

※1 面談実施企業については、県と協議の上決定すること

※2 効果的な情報提供を十分に検討、県と協議の上、面談を実施すること。

※3 個別面談は経営者等実権者に実施すること

（3）現地視察

面談結果に基づき、（2）の企業の中から6社以上に対して、佐賀県視察を実施すること。

※1 現地視察は経営者等実権者が参加すること

※2 視察日程は1回あたり最低2日間とし、参加企業の交通費、宿泊費は当該業務委託料に含むものとし、佐賀県担当職員が同行する。なお、佐賀県及び県内自治体職員の宿泊費、旅費は不要とする。また、視察を行う地域（市町）については、企業誘致に効果的な視察となるよう事前に企業の意向を十分確認し、加えて各社の視察地域が特定の地域（市町）に偏らないよう配慮すること。

5 . 効果的な業務に向けた実施体制の構築

本業務の効果的な実施に向け、以下の役割を担うため総括責任者1名を配置する。総括責任者は、契約締結後、速やかに対面で初回打合せを行うものとする。初回打合せ以降についても契約期間中は、佐賀県と随時打ち合せ及び進捗状況の報告を行い、事業の円滑な推進を図る。

また、打合せ後は、速やかに協議した内容をまとめて報告すること。

(総括責任者の役割)

- ・業務全体の企画・計画策定
- ・業務の進捗管理
- ・佐賀県が実施する関連事業との連携などに関するアドバイス

6 . 成果物及び提出時期

成果物名	内容	提出時期
業務実施計画書	当該委託業務の実施計画及びスケジュールを記載	初回打合せ以降、速やかに提出
業務完了報告書	業務完了の報告書の提出	令和7年2月28日(金)
実績報告書	当該委託業務の実施内容等を記載(今後の展開についての改善提案を含む)	令和7年2月28日(金)
上記以外の資料で、履行状況が確認できるもの	本業務委託の中で作成した制作物を想定(なお、動画やイラストを作成した場合は原則、編集可能なデータを提出すること)	令和7年2月28日(金)

7 . その他

- (1) 受託者が本業務において制作した成果物の著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む)は、佐賀県に帰属するものとし、制作者は佐賀県に対して著作権者人格権を行使しないものとするを原則とする。
- (2) 佐賀県は佐賀県及び佐賀県が指定する者が保有するホームページで公開する場合に限り、無償で自由に二次利用できるものとする。
- (3) 成果物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこと。佐賀県の利用についても同様とする。
- (4) 本業務の全部又は一部を再委託することは、原則として認めない。ただし、業務の一部を再委託することについては、佐賀県と受託者の協議により佐賀県が認めたときは、この限りではない。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこととし、あらかじめ佐賀県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得るものとする。
- (5) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、県の定める「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護方針」を遵守すること。

- (6) 本業務で収集した情報及び成果物については、当該業務において使用することとし、他の目的に使用してはならない。また本業務の履行にあたって、知り得た情報を漏らしてはならない。これらはこの契約が終了し、又は、解除された後においても同様とする。
- (7) 本業務の実施にあたっては佐賀県と十分に協議し、佐賀県の了承を得て行うこととし、疑義が生じた場合は、佐賀県と受託者が協議して定めるものとする。

注1) 本委託業務内で対象とする「デジタルコンテンツ業」の定義は以下のとおり。

デジタル技術を活用し、コンテンツ（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項に規定するコンテンツをいう。）を制作する事業及びそれに類する事業

（例： 動画制作、CG制作、アニメーション制作、音楽の編集等）

注2) この仕様書でいう「本社機能」とは、先記の対象業種に加え、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業を営む企業における次の各号に掲げる部門の本社機能を地方に移転することを検討している企業のことを指す。

ア 「調査及び企画部門」 事業、製品の企画・立案や市場調査を行っている部門（企画部門、調査部門、経営戦略部門等）

イ 「情報処理部門」 自社のための社内業務としてシステム開発等の業務を専門的に行っている部門（電算処理部門、システム部門等）

ウ 「情報サービス事業部門」 ソフトウェア開発や映画・ビデオの制作、書籍等の出版等業務を行っている部門

エ 「研究開発部門」 基礎研究、応用研究、開発研究（設計、デザインを含む新製品の施策等）を行っている部門（製品開発部門、技術開発部門等）

オ 「国際事業部門」 輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門（貿易部門、海外事業部門等）

カ 「その他管理業務部門」 総務、経理、人事、その他の管理業務を行っている部門（総務部門、法務部門、人事部門、監査部門、施設管理部門等）

注3) 本業務委託で対象とする「首都圏」の定義は以下のとおり。

首都圏： 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県